

五島市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、五島市が発注する建設工事において試行する総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）による指名競争入札及び一般競争入札（制限付を含む。以下同じ。）の手続きについて、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「総合評価落札方式（簡易型）」（以下「簡易型」という。）とは、技術的な工夫の余地が認められ、施工計画及び企業の施工能力及び配置技術者の能力（以下これらを「技術提案等」という。）並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式をいう。

2 この要領において「総合評価落札方式（特別簡易型）」（以下「特別簡易型」という。）とは、技術的な工夫の余地が小さく、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式をいう。

なお、特別簡易型においては、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力を技術提案等とする。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計価格が1千万円以上で、総合評価落札方式により施工することが妥当と判断される工事のうち、五島市建設工事指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）において定める。ただし、当該金額に満たない工事であっても、その規模及び技術的難度等を総合的に勘案し、対象工事とすることができるものとする。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第4条 契約担任者は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

2 契約担任者は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（評価の方法）

第5条 評価の方法は、対象工事ごとに別紙の「落札者決定基準」を参考に定めるものとし、評価値等の算出は次の各号に定めるものとする。

（1）評価値 評価点を入札価格で除したもの

（2）評価点 技術提案等に基づき、企業の技術的能力等を評価したもの
（基礎点又は標準点）+ 加算点

（入札の公告又は指名通知）

第6条 契約担任者は、総合評価落札方式による一般競争入札を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び五島市財務規則第73条の規定に基づき公告しなければならない。

2 契約担任者は、総合評価落札方式による指名競争入札を行おうとするときは、五島市建設工事執行規則第6条に定める入札執行通知書に次の事項を加えて、指名競争入札参加者に通知しなければならない。

ア 総合評価落札方式による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ その他総合評価に関し必要と認める事項

(技術資料の提出)

第7条 契約担任者は、入札に参加しようとする者に技術資料及び証明書類(以下「技術資料等」という。)を定められた提出期限内に提出しなければならない。

なお、技術資料等の提出期限後は、既に提出された技術資料等の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(入札の無効)

第8条 技術資料等の提出を一部でも欠いた者、同資料に記載がない者、施工計画が不適切な者及び虚偽記載等明らかな悪質な行為があった者のした入札は無効とする。

(競争参加資格の事後審査及び落札決定)

第9条 契約担任者は、入札者の競争参加資格の審査、確認及び落札者の決定については開札後、指名委員会で決定する。なお、第4条第2項の規定により改めて学識経験者の意見を聴く必要がある場合は学識経験者の意見を聴いた上で指名委員会で決定する。

2 前項の規定による審査は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者のうち、評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)について行い、競争参加資格を満たしていると確認した場合は落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合は、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする。この場合において、次順位者が競争入札参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行うものとする。

3 落札者の決定は、原則として入札期日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、最高評価値者が競争参加資格を満たしていない場合はこの限りではない。

(落札結果の公表)

第10条 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し通知するとともに、当該入札結果を閲覧により公表するものとする。

(機密の保持)

第11条 この要領に基づき入札者から提出された技術資料等は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

(評価内容の担保)

第12条 契約担任者は、落札決定に反映された技術提案について、履行されなかった場合の措置を特記仕様書において取り決めておくものとする。

2 契約担任者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合において、工事成績評定点の減点対象とすることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

1 一部改正《平成21年4月1日適用》

落札者決定基準（標準例）

1 落札者の決定の方法

価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあり、かつ公告及び入札説明書に示す全ての要件を満足する者のうち、2の「評価の方法」により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回ってはならない。

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2 評価の方法

評価値は、次の方法により算定する。

(1) 評価値 評価点を入札価格で除したものの

$$\text{評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} 100,000,000$$

ア 入札価格の単位は円とする。

イ 評価値は小数点第3位まで表示(小数第4位を四捨五入)する。

ウ 定数は100,000,000とする。

(2) 評価点 技術提案等に基づき、企業の技術的能力等を評価したもの
(基礎点又は標準点) + 加算点

基礎点又は標準点

ア 基礎点又は標準点は100点とする。

イ 入札者が競争参加資格を満たし、かつ提出された技術資料による技術提案等(施工計画等)が適正である場合に付与する。

加算点

ア 簡易型の加算点は20点(最高)を標準として、対象工事ごとに別表の「評価項目及び評価基準」を参考に設定する。

イ 特別簡易型の場合は、施工計画に関する評価項目を除く12点(最高)を標準として設定する。

ウ 提出された技術資料等に基づき、あらかじめ設定した「評価項目及び評価基準」により入札者の技術的能力等を評価し、その得点合計を加算点として与える。